

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業  
競争的対話における確認事項への回答

No.	対象書類	ページ	大項目	中項目	細目	内容	回答
1	要求水準書	3	第1編	第2章	第8節	「要求水準書に関する質問・意見への回答」の番号8に「生活排水については、添付資料4-1に示す弥栄一ノ沢川への放流」とご回答いただいておりますが、工事期間中の仮設事務所からの生活排水も同様と考えてよろしいでしょうか。	工事期間中の対応については、実施設計時に協議願います。
2	要求水準書	3	第1編	第2章	第8節	「要求水準書に関する質問・意見への回答」の番号11に「水道本管から水道を引き込むための工事・手続き等の費用（負担金含む）は民間事業者で負担」とご回答いただいておりますが、入札の公平性を保つために、概算で良いので負担金額をご提示いただけないでしょうか。	水道本管から水道を引き込むための負担金は生じない見込みです。万が一生じた場合は、負担金額について協議します。
3	要求水準書	4	第1編	第2章	第9節	し渣の投入について、本事業の焼却施設運転委託業者の作業所掌は、「要求水準書に関する質問・意見への回答」にて追加資料として提供いただいた、川崎清掃センターのし渣運搬仕様書の内容と変わりはないと理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
4	要求水準書	5	第1編	第2章	第9節	2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 20にて最終処分場への搬出車両について「現状は4tダンプ車です。」とご回答いただいております。 車両の選定については事業者提案と理解しておりますが、運搬する車両に応じて、運搬頻度や貯留容量を計画する必要があります。 ご回答いただいた内容はあくまでも現状であり、運搬車両のサイズ制限等はないものと理解してよろしいでしょうか。 仮に制限がある場合は、4tダンプ車という理解でよろしいでしょうか。	4tダンプ車としてください。
5	要求水準書	39	第2編	第1章	第15節	2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 43にて、資材搬入路として「取付道路は使用可能です。」との回答をいただいております。工事用資材搬入路は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 ・メイン搬入路： 造成工事にて設置する本設道路 ・サブ搬入路： 国道284号線から既存車路及び調整池管理用通路 (工事後に現況復旧)	よろしいです。
6	要求水準書	62	第2編	第2章	第4節	2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 69にて、「純水装置の設計基準について要求水準書どおり」との回答をいただいておりますが、純水装置の水質の考え方について、	よろしいです。 ご指摘どおり、JIS-B8223中に補給水自体の水質基準はなく、あくまで

						<p>確認させていただきたいです。</p> <p>純水装置の必要水質（JIS B8223中では補給水に該当）について、JIS B8223で具体的な水質の規定はなく、</p> <p>① 補給水処理の定義付けとして「ボイラの給水及びボイラ水の水質に適合させるために行う処理」との記載</p> <p>② 火力発電プラント補給水の管理値事例があるのみとなります。</p> <p>補給水の水質について具体的な規定がないのは、ボイラーブロー率や外部への蒸気供給割合によって必要な補給水の水質が異なるためです。</p> <p>要求水準書に記載ある「処理水の水質はJISB8223による」とのご指示は、JISの考え方に則り、「JISに規定された給水及びボイラ水の水質」を満足するための補給水の水質を事業者にて提案するものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>給水及びボイラ水水質基準に適合させるためのものです。ただ、純水装置の単体機器性能を確認するためにも、付属書Cの補給水の管理値事例を参照しつつ、貴社ボイラシステムにおける補給水の必要水質を提案してください。</p>
7	要求水準書	68	第2編	第2章	第6節	<p>2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 74にて、「場外余熱利用量は常時7,600MJ/hにて提案」との回答をいただいています。</p> <p>一方、外気温によって熱供給量の変動するため、実運転では熱が余る可能性があります。</p> <p>受注後に、余熱供給条件に合わせて蒸気タービン設計の見直しに関する協議が発生するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実施設計協議時に余熱供給条件が固まっていれば反映するものとお考えください。</p>
8	要求水準書	68	第2編	第2章	第6節	<p>場外熱利用用温水配管の農業温室用の配管は事業敷地範囲境界（水路を跨ぐ部分も含む）まで敷設することになりますが、水路を跨ぐ部分は搬入道路の構造物を利用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>利用できないものとしてください。（水路を跨ぐ部分の搬入道路はボックスカルバートにて計画のため）</p>
9	要求水準書	120	第2編	第3章	第7節	<p>マテリアルリサイクル推進施設のデータ処理機能として、「②ごみ処理量データ（ごみ種別）」、「④抜取物含む各搬出物の搬出データ」が要求水準書に記載がありますが、該当機能は週単位または月単位の確認と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ごみ処理量においては処理ラインの稼働日毎、搬出物搬出データは搬出日ごとに記録し、それぞれ月単位で集計するものとします。</p> <p>なお、既存施設における記録方法は以下のとおりです。</p> <p><b>【大東清掃センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ搬入量をトラックスケールで記録（稼働日毎）</li> <li>・ごみ搬出物のうち、破碎物（鉄・アルミ・不燃）はトラックスケールで記録（稼働日毎）</li> <li>・プラスチック圧縮物は個々に台秤等で記録（稼働日毎）</li> <li>・圧縮物・処理物の個数記録（稼働日毎）（鉄、アルミ、ペットボトル、トレイ、プラスチック）</li> </ul> <p>※参考</p>

							<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックスケールで記録しているもの（日報、月報、年報） <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの搬入量（種類別、地区別、所属別）</li> <li>②残渣及び資源等の搬出物（焼却残渣、不燃残渣、資源物、処理困難物等）</li> </ul> </li> <li>・運転委託業者で記録しているもの（日報、月報） <ul style="list-style-type: none"> <li>①【ごみ焼却】作業報告書（日報）…作業内容、運転時間、報告事項 【リサイクル】作業報告書（日報）…作業内容、運転時間、資源物の出来高数量</li> <li>②【ごみ焼却】作業報告書（月報）…焼却量、残渣搬出量、作業内容、報告事項 【リサイクル】作業報告書（月報）…作業内容、資源物の出来高数、報告事項</li> </ul> </li> <li>【一関清掃センター】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ搬入量と搬出量をトラックスケールで記録（稼働日毎）</li> <li>・不燃ごみはクレーン投入量による記録（稼働日毎）</li> <li>・圧縮物・処理物の個数記録（稼働日毎）（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、プラスチック、発泡減容品、蛍光管減容、タイヤ）</li> </ul> </li> </ul>
10	要求水準書	133	第2編	第4章	第3節	屋根は必要な範囲に施工するものとする」と記載がありますが、炉室や排ガスエリアに屋根を設けない場合、当該範囲の降雨は、プラント排水として処理した後、場内利用すると理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	要求水準書	136	第2編	第4章	第6節	<p>2. 要求水準書に関する質問・意見 No.114にて「基本的に建設用地全体の造成レベルの変更及び雨水排水溝を付け替えることは、不可とします。」とのご回答をいただいておりますが、以下の懸念事項が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物間で最大1m程度の床段差が発生</li> <li>・場外残土処分が発生した場合、残土受入先から特定有害物質が含まれていないことを証明するために土壌調査を要求される可能性が極めて高く、自然由来であっても特定有害物質が出現した場合は、土壌汚染対策工事の追加費用及び工程遅延等のリスクあり</li> </ul> <p>上記理由により、発生残土で地盤を嵩上げして建物廻りをフラットにする計画をお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。その場合は、雨水排水については東西方向に排水勾配を設け自由勾配側溝により調整池に排水する計画とします。</p>	<p>造成面に設定した水勾配のため予定地南北で地盤高さに差があることはわかりますが、各棟の設定GLを各棟位置での地盤高に合わせて適切に設定すれば各棟間の段差の違和感はないと思われます。なお、個々の棟周囲での造成高を揃える等の微調整を妨げるものではなく、また屋外から屋内への進入に際し、扉の周囲については造成高の微調整を行ってもよろしいです。ただし、その際は造成工事にて設置した雨水排水溝を生かせるよう路面の水勾配を調整するとともに、人や車両の通行に支障がないようにしてください。</p> <p>また、掘削土から特定有害物質が検出された場合については、ご理解のとおりです。</p>

						また、掘削土から特定有害物質が検出された場合は、処理費用や工期遅延について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	
12	要求水準書	155	第3編	第2章	第2節	<p>2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 136にて、「危険・有害ごみの貯留用ドラム缶は返却されませんので、都度購入する計画で見積もってください」とのご回答をいただいております。</p> <p>一方で、要求水準書P. 112では、危険・有害ごみ52t/年を単位体積重量0.085t/m<sup>3</sup>となっており、200Lのドラム缶に保管する場合、年間で3,000缶以上、20年間の運営では相当数のドラム缶を新規に調達する必要が生じ、結果として非常に大きなコスト負担となります。</p> <p>つきましては、以下いずれかの対応についてご検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶等の返却を前提とした運用への見直し</li> <li>・ドラム缶等の数量を見積もるため、不燃ごみラインで処理する危険・有害ごみと、非処理でドラム缶等にて保管・搬出をする危険・有害ごみの内訳 (t/年) の提示</li> </ul>	<p>危険・有害ごみのうち、搬入量の約1/2を占めるスプレー缶・カセットボンベ・ライター等はガス抜き後不燃・粗大ラインで処理しますので、貯留搬出するのは残り1/2の廃乾電池・リチウムイオン電池・蛍光灯等です。危険・有害ごみの年間搬入量は52tであり、これらの比重を約1.0t/m<sup>3</sup> (※) とすると、必要ドラム缶数は年間約130本程度と推定されます。ドラム缶の費用は掛かりますが、蛍光灯はともかく、大部分を占める電池類の処理としてイトムカへ搬出する際ドラム缶は返却されませんので、新規購入として見積もってください。</p> <p>※環産発第061227006号 (平成18年12月27日) 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について (通知)」より「産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)」の「廃電気機械器具」</p>
13	要求水準書	155	第3編	第2章	第2節	<p>上記No. 12でご提示いただいた比重は、危険・有害ごみ全体としての比重と推察しますが、蛍光灯については破碎機を設置して減容化するものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求事項として、蛍光灯破碎機を設置するものとしてください。</p>
14	要求水準書	159	第3編	第2章	第6節	<p>「要求水準書に関する質問・意見への回答」の番号148の回答に「測定頻度は別途協議」とご回答いただいておりますが、別途協議とは金額を含めた協議との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>焼却灰のC1、水銀の測定は施設稼働初年度に1回、放射性物質濃度の測定は年2回程度を見込んでおいてください。要求される項目や測定頻度が変わる場合は金額を含めて協議します。</p>
15	要求水準書	添付資料2-1				<p>添付資料2-1において、「造成後の状態は (中略) 施設敷地は土仕上げ」との記載がありますが、2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 168において受領しました造成図を確認したところ、施設敷地は再生密粒度アスコンt=50が施工される図面となっております。</p> <p>施設敷地の引き渡し時の地盤については、添付資料2-1の「土仕上げ」が正でよろしいでしょうか。また、「土仕上げ」とは、碎石等の敷き均しのない、粗造成程度と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 168において受領しました造成図において、事業者引渡し時の仕上げ高さがTP. +59mとなっておりますが、土仕上げレベルとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>添付資料2-1に記載のとおり、施設敷地は「土仕上げ」 (碎石等の敷き均しのない、粗造成程度) となります。</p> <p>また、事業者引渡し時の土仕上げレベルはTP. +約58~59m-39cmです。約58~59mとしているのは、施設敷地内で0.5%の勾配をつけており、場所により高さが少しずつ異なるためです。また、以前提供した造成図では、最終的な舗装後の地盤高を記載しており、事業者引渡し時には舗装しないため-39cmになります (39cmとは、造成設計より、標準舗装構成の合計厚さ)。なお、雨水排水の側溝については、造成工事においてTP. +約58~59mのレベルに取り付けます。</p>
16	要求水準書	添付資料4-1				<p>各種ユーティリティ取合点及び引込ルートは事業者提案でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書に示す範囲において事業者提案としてよろしいです。</p>

17	要求水準書	添付資料4-2			<p>災害廃棄物ストックヤードへの温水取合点及びルートは事業者提案でよろしいでしょうか。</p> <p>また、温水取合点は建物外壁とし、運営開始後の別途工事での構内道路の掘削を不要とするため、敷地境界まで配管用トレンチを本工事で設置するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>温水取合点は建物外壁とします。なお、配管用トレンチの本工事での設置は不要です。</p>
18	落札者決定基準書				<p>3. 落札者決定基準書に関する質問・意見 No. 5にて、「外気温の温度設定は事業者の判断にて設計」との回答をいただいています。</p> <p>外気温の設定によって空冷式蒸気復水器の運転条件が変化し、それに伴って発電量や消費電力も変動するため、余剰電力量について公平な比較が困難になると考えます。</p> <p>つきましては、外気温は平均温度の実績値（気象庁HPにおける一関の過去気象データ（2020年度～2024年度）より）とし、夏季25℃、中間季13℃、冬季2℃とすることで設定条件の統一を図っていただきたく、よろしく願いいたします。</p>	<p>ご提示いただいた平均温度の実績値とすることが適切なのか発注者にて判断できません。したがって、3. 落札者決定基準書に関する質問・意見 No. 5における回答のとおりとします。</p> <p>なお、要求水準書に示している条件以外を使用されることで弊害が生じた場合は、事業者の責任となります。</p>
19	様式集	34	様式第7号-1-2		<p>【作成に当たっての留意事項】に「※3 対象は二次下請けまでとする。」とありますが、運營業務における地元企業への発注金額のカウントについて、特別目的会社から運転・維持管理を行う企業への発注は一次下請けにはカウントせず、特別目的会社から委託を受けて運転・維持管理を行う企業からその下請け企業への発注を一次下請けとしてカウントするとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>
20	様式集	34	様式第7号-1-2		<p>4. 様式集に関する質問・意見 No. 13について、質問を以下のとおり修正いたします。</p> <p>適切な地元経済貢献額となるように下記条件の定義をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業に商社又は商社行為（自らが製造、施工、設計、管理等を行わない商行為）を行う法人は原則含まないものとする。</li> </ul> <p><u>※商社又は商社行為を行う法人から地元外に発注された金額を減算とし、その地元外への発注金額を注文請書等で適切に証明・減算できる場合のみ、商社又は商社行為を行う法人から地元企業へ発注した金額を計上可能とする。</u></p> <p>※代理店登録されている地元企業は対象内とするが、地元経済貢献額の対象とする物品については当該代理店等で通常取り扱っている品目に限るものとし、地元経済貢献額を増額させる目的で、本件事業に合わせて新たに代理店登録する、または代理店を設立する等の行為は禁止とする。</p>	<p>ご意見のとおりとします。</p>
21	様式集	57	様式第7号-		<p>4. 様式集に関する質問・意見 No. 26にて、「処理対象物(不燃残渣)の混焼による最終処分量の最小化」について、お認めになる趣旨の回答をいただいています。</p>	<p>4. 様式集に関する質問・意見 No. 26の回答にて、不燃残渣の混焼による最終処分量の最小化を提案する場合は、他の評価項目についても処理対</p>

			4-3		<p>また、2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 33にて、「不燃ごみ・不燃粗大ごみの組成については、プラスチック資源の回収等を勘案したうえで事業者提案も可」との回答をいただいています。</p> <p>最終処分量や余剰電力量を算出するための条件となる不燃ごみ・不燃粗大ごみの組成が各事業者で異なることによって、技術評価にて公平な評価ができないと考えます。</p> <p>そのため、不燃残渣の混焼については、提案を不可とするように条件統一を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、不燃ごみ・不燃粗大ごみの組成についても、要求水準書の通りにて、条件統一していただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>象物を追加するものとして記載することとしており、公平な評価は可能であると考えます。したがって、回答の変更はいたしません。</p> <p>また、不燃ごみ・不燃性粗大ごみの組成については、破碎・選別後の搬出物から組成調査をおこなった結果を示しているものです。一方、破碎・選別設備の機能によっては、可燃物であっても粒度が小さければ不燃物として選別されることとなるため、2. 要求水準書に関する質問・意見 No. 33における回答のとおりとします。ただし、要求水準書に示している値以外を使用されることで弊害が生じた場合は、事業者の責任となります。</p>
--	--	--	-----	--	--	--